

南国市コミュニティバス運行業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、南国市地域公共交通網形成計画（以下「本計画」という。）に記載される地域住民の生活交通を確保維持するための南国市コミュニティバス運行業務委託契約（以下「本契約」という。）の相手方となる事業者の選定にあたり、事業を円滑に実施するために最も適切である事業者、及び優れた企画提案の内容や価格等を公正かつ適正に評価できる公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

南国市コミュニティバス運行業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別に定める「南国市コミュニティバス運行業務委託特記仕様書」（以下「本仕様書」という。）のとおりとする。

なお、今後の運行内容の見直しにより変更が生じる場合も想定されるため、必要に応じて協議を行い、柔軟に対応するものとする。

(3) 運行委託期間

令和4年10月1日から令和6年9月30日までの毎日2年間

(4) 運行委託路線（4路線：本仕様書別紙1参照）

1. 高知医大～久枝線
2. 植田～J A高知病院線
3. 前浜～J A高知病院線
4. 医療センター～十市～後免町線

3. 予算額

委託上限額は、路線別に下記のとおりとする。なお、いずれも消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

(円)

路線番号	委託路線名	委託上限額
1	高知医大～久枝線	31,051,398
2	植田～J A高知病院線	29,604,754
3	前浜～J A高知病院線	29,385,212
4	医療センター～十市～後免町線	26,472,304

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式によるものとする。

5. 実施スケジュール（いずれも予定）

令和4年3月15日（火）	公募開始（公告）
令和4年3月22日（火）	質疑受付締切（17時まで）
令和4年3月28日（月）	質疑に対する回答締切（全者へ回答）
令和4年4月4日（月）	一次募集締切（書類による参加資格）
令和4年4月6日（水）	一次審査結果通知、二次募集通知（企画提案書）
令和4年4月13日（水）	二次募集に係る企画提案書提出締切
令和4年4月20日（水）	二次（プレゼンテーション）審査
令和4年4月22日（金）	二次（プレゼンテーション）審査結果通知

6. 参加資格の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。））で定める一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可を得ており現に実施している者、あるいは運行開始時期までに許可を得ることが確実である者。
- (2) 高知県内に本店、支店、営業所等（以下「営業所」という。）を有し、通常運行時及び緊急時において迅速に対応できる体制を整えられる環境であること。なお、運行期間中は営業所を確実に維持することとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 高知県及び南国市（以下「市」という。）から指名停止等の措置を現に受けていない者。
- (5) 本店所在地において市区町村税を滞納していない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者及びその開始が決定されていない者。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者及びその開始が決定されていない者。
- (8) 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第3条第1項各号に該当しない者。

7. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込書の提出

①提出期限 令和4年4月4日(月) 17時必着

②提出部数 1部

③提出場所 〒783-8501 南国市大桶甲2301番地

南国市企画課(担当 須藤)

電話(088)880-6553 FAX(088)-863-1167

④提出方法 持参又は郵送に限る。持参の場合は、南国市の休日を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の9時から12時まで、及び13時から17時までの間に提出することとする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明される方法によることとすると共に、提出期限までに必着のこととする。

なお、持参の場合においては、市が発行する受取証と引き換えに提出することとし、書類の持参提出については、この受取証の提示がなければ、市に対して提出を対抗できないものとする。また、郵送の場合においては、郵便事故等については、これを考慮しないこととする。

⑤提出書類 次の書類を提出することとする。

提出書類名	提出上の注意
参加申込書【様式第1号】	官公署に登録のある印により押印すること。 ※代理人により参加申込手続を行う場合にあつては、参加希望者本人の官公署に登録のある印で押印した委任状(任意による。)を添付すること。この場合には、併せて当該押印にかかる印鑑証明書も別途添付すること。
会社概要書【様式第2号】	
営業所所在確認書【様式第3号】	参加申込書に押印した印により押印すること。
印鑑証明書	参加申込書【様式第1号】に押印した印にかかる印鑑証明書とする。 なお、官公署が発行するもので、令和4年1月1日以降に発行されたものであること。 ※写し可。
履歴事項全部証明書	法人に限り提出を要する。 個人の場合は、住民票を添付すること。 法人格のない団体の場合は、その規約等団体の

	<p>実在を証明するに足る書面、代表者の資格を証する書面、及び代表者の住民票を添付すること。</p> <p>※本項に規定する書面は、提出時において発行から3ヶ月を超えないものに限る。</p> <p>※写し可</p>
市等税の滞納のない証明書	<p>市区町村の発行する滞納のない証明書。（令和4年1月1日までに納期の到来した税にかかる証明書であって、令和4年1月1日以降に発行されたものであること）</p> <p>※法人にあっては本店所在地、個人にあっては住所地のもの。</p> <p>※写し可</p>
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（右記様式）	<p>法人は「様式第4-1号」、個人又は法人格のない団体は「様式第4-2号」により提出するものとする。</p> <p>ただし、令和4年度において既に市に対し提出している者はこの限りでない。</p>

※写し可については、コピー機等により複写した、ほぼ原寸大の鮮明なものに限る。

なお、提出書類の不足等に係る再提出を要する場合における提出日が提出期限を超える場合は、期限不履行者とみなすが、市の都合による場合はこの限りでない。

（2）資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査を行い、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書」【様式第5号】により、令和4年4月6日（水）までに参加希望者への通知を郵便（書留）にて発送するものとする。

ただし、本要領に定める参加資格を満たさないこと又は失格事項に該当することが業務委託の契約締結日までに判明した者については、本通知の効力は生じなかったものとみなす。

8. 質疑・回答

（1）質疑の方法等

本要領に関する質疑については、次のとおり受け付ける。

- ①提出期限 令和4年3月22日（火） 17時必着
- ②提出場所 「7.（1）③」に同じ。
- ③提出方法 文書【様式第6号】により持参又はFAXとする。
電話による質問は一切受け付けない。

(2) 質疑に対する回答

質問に対する回答は、令和4年3月28日(月)までに参加希望者全員に対してFAXにて行う。

9. 企画提案書及び運行経費見積書の概要

(1) 企画提案書及び運行経費見積書の提出要件

企画提案書【様式第7号】及び運行経費見積書【様式第8号】(いずれも、以下「企画提案書等」という。)の提出要件は、「7.(2)」による審査結果により、本プロポーザルに参加資格を有すると通知された者に限る。ただし、「9.(3)」による提出期限日までに、本要領に定める参加資格を満たさないこと又は失格事項に該当することが判明した場合は、「7.(2)ただし書き」と同様とし、企画提案書等の提出要件がないものとみなす。

(2) 企画提案書等の作成

企画提案書等は本仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出するものとする。

①企画提案に必要な書類

ア. 企画提案書【様式第7号】

【提案課題1】運行管理者の能力及び経験について

【提案課題2】乗合業務や類似業務実績について

【提案課題3】重大事故発生状況について

【提案課題4】勤務体制状況について

【提案課題5】交通事故防止対策について

【提案課題6】災害発生等緊急時の対応能力について

【提案課題7】運行上の安全対策について

【提案課題8】接遇教育体制について

【提案課題9】苦情処理体制について

イ. 運行経費見積書【様式第8号】

運行経費見積書については、次に示す見積書積算項目の合算とし、運行を希望する路線別に積算し、各路線の2年間の金額とする(消費税額及び地方消費税額を含む。)

- a. 乗務員人件費：運行車両を直接運転する者に係る人件費。
- b. 運行管理者等人件費：運転手以外の運行業務に関わる運行管理者及び事務従事者に係る人件費。
- c. 法定福利費：上記「a.」及び「b.」に係る法定福利費。
- d. 消費税相当額：上記「a.」ないし「c.」に係る消費税相当額(消費税額及び地方消費税額)
- e. 運行車両管理費：運行時間帯以外で保管するための借地料等の管理費。
- f. 一般管理費：運行業務全般に係る事務経費。

※令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間に係る経費とすること。

※法定福利費は、社会保険（健康保険、介護保険（該当者のみ）、厚生年金保険、子ども子育て拠出金（事業者負担））及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分のみとする。

※消費税率は「10%」とすること。

(3) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和4年4月14日（木）17時必着
- ②提出部数 希望路線別に1部ずつとする。
- ③提出場所 「7.（1）③」に同じ。
- ④提出方法 「7.（1）④」に同じ。
- ⑤提出書類 様式第7号及び様式第8号。

※ただし、提出期限を過ぎて提出された場合、提出書類に虚偽の記載がある場合は無効とする。

10. 企画提案書等のプレゼンテーション

概要は以下のとおりとなり、参加資格を有する者のみに後日通知する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和4年20日（水）を予定。

(2) プレゼンテーション実施場所

南国市役所内会議室

(3) プレゼンテーションに係る時間等

運行希望者別に次のとおりで実施する。

①希望路線が1路線の場合

全体で30分程度を想定し、企画提案書等の説明20分及び質疑10分で構成する。

②希望路線が複数の場合

ア. 2路線の場合

全体で40分程度を想定し、企画提案書等の説明30分及び質疑10分で構成する。

イ. 3路線の場合

全体で50分程度を想定し、企画提案書等の説明35分及び質疑15分で構成する。

ウ. 全路線の場合

全体で60分程度を想定し、企画提案書等の説明40分及び質疑20分で構成する。

この場合において、1者が全路線を運行可能であるか否かの真偽に判断を要することから質疑時間が超過する場合もあるため、それ相応の時間を要することを了承すること。

(4) プレゼンテーション時の説明資料

事前に提出する企画提案書等をもとに説明することとする。

なお、その説明を補完するために別資料を使用したい場合は、プレゼンテーション実施日以前にその旨市担当者へ報告し現物を提出する。ただし、事前提出物と実施日に使用する別資料が異なる場合は、別資料の使用を許可しないものとする。

また、プロジェクター、スクリーン等の機器を使用し説明したい場合は、同様にその旨市に対し事前連絡をし、実施日に運行希望者が持参し準備することとする。

(5) 企画提案書等のみの実施

どのような場合においてもプレゼンテーションは実施するものとする。ただし、予期せぬ災害等突発的事象が発生した場合はその旨通知するものとし、日時調整後に改めてプレゼンテーションを実施する。

1 1. 運行事業者の選定

市が任命、委嘱する南国市コミュニティバス運行業務委託事業者選定審査委員（以下「審査委員」という。）により運行事業者選定に係る審査（以下「本審査」という。）を実施し、各路線における運行業務に最も適切な者を選定する。ただし、審査委員による評価点が満点の50%を超えなければ選定はしない。

(1) 企画提案書等及びプレゼンテーションの評価項目

企画提案書等は別紙様式第7号及び様式第8号、プレゼンテーションの評価項目は別紙「南国市コミュニティバス運行業務委託事業者選定に係る評価基準一覧表（以下「別紙一覧表」という。）とし、総合評価方式により審査委員が審査し選定する。

(2) 評価基準及び評価点数

評価基準は別紙一覧表どおりとなり、評価点数は各評価項目に配点され、その合計点を100点満点とする。

(3) 選定される者

審査委員による評価点が満点の50%を超え、路線別において最も高得点を獲得した者とする。

(4) 選定されなかった者

この場合の選定されなかった者とは、上記「(3)」により選定されなかった者（以下「落選者」という。）とする。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定された者に対しては、書面によりその旨通知すると共に、市ホームページにて公表する。選定されなかったものに対しては、書面によりその旨とその理由を通知する。

(6) 選定者が不存在となる路線の取り扱い

選定者が不存在となる路線とは、当初から運行希望者が不存在であった路線、あるいは本審査により選定者が決定せず不存在となった路線（いずれも、以下

「不存在路線」という。)のことをさす。

「5.」で示すスケジュールにより不存在路線が発生した場合、市は不存在路線に係る運行希望者を選定するための三次審査(プレゼンテーション)を次のとおり実施するものとする。

①参加資格

「7.(2)」による審査結果により、本プロポーザルに参加資格を有すると通知された者のみとする。

②企画提案書等の提出

- ア. 提出期限 未定
- イ. 提出部数 希望路線別に1部ずつとする。
- ウ. 提出場所 「7.(1)③」に同じ。
- エ. 提出方法 「7.(1)④」に同じ。
- オ. 提出書類 様式第7号及び様式第8号。

※ただし、提出期限を過ぎて提出された場合、提出書類に虚偽の記載がある場合は無効とする。

③プレゼンテーション実施日及び場所

いずれも未定

※上記を以ってなお選定者が決定しない場合は、本要領によらず新規募集を実施するものとする。

12. 本契約の締結

市は、本審査により選定された者と本契約締結に向けて協議し、協議が調った場合において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約として締結する。

なお、本計画にある運行の趣旨から、本計画の策定主体である南国市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)と本計画の認定申請作成に係る協力や運行経費に係る国費補助申請等、運行業務に付属する部分の協定を別に締結することとする。

また、地域社会の状況変化への即応及び利用者利便性の確保等が求められる地域公共交通の性質に鑑み、選定された者はその担い手として、市の方針、交通会議における決定並びにその他関係機関及び利用者の意見を十分に尊重し本契約の協議を実施すると共に、契約期間中における変更契約においても同様とする。

(1) 契約期間

本契約期間は「2.(3)」のとおり2年間とする。

(2) 契約金額

本契約に係る契約金額は、企画提案書に添付する「運行経費見積書【様式第8号】」に記載された金額によるものとする。ただし、本契約期間中において

運行ダイヤあるいは運行経路等の変更による変更契約が生じる場合は双方の協議により変更するものとする。

13. 留意事項

(1) 提出資料の取扱い

- ①提出された書類は、全て返却しない。
- ②提出後の差替え及び追加、削除は一切認めない。
- ③提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外には利用しない。
- ④市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

(2) 情報の公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、南国市行政情報公開条例（平成13年条例第39号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに関しては、同条例第6条第3号の規定により一部非公開となる。

なお、本プロポーザルに係る参加申込書を提出した者に関しては上記手続きは不要とし情報の公開及び提供を実施するものとする。ただし、本プロポーザルが終了又は本要領で示す運行期間に係る運行委託路線の選定者が全て決定した後でなければ情報の公開及び提供はできないこととする。

(3) 言語及び通過単位

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国の法定通貨の通貨単位である「円」に限る。

(4) 費用負担

参加申込・企画提案書等の作成等、本プロポーザル実施に係る必要経費は全て運行希望者又は参加資格者の負担とする。

なお、「10. (5)」等により本プロポーザルが実施不可となり中止となった場合においても、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式第9号】を「7. (1) ③」に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格を満たしていない場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③プレゼンテーション実施において正当な理由なく欠席した場合。
- ④その他、本要領の趣旨に反すると認められた場合。

(7) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属する。ただし、本契約の相手方と選定された選定者が作成した企画提案書等については、市が必要と認める場合、市は選定者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用、複製、転記又は転写をすることができるものとする。

(8) 異議申し立て

参加希望者は、本プロポーザル実施後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることは一切できない。

1 4. 本プロポーザルの問い合わせ先

「7. (1) ③」に同じ。